（大正八年三月七日第三種郵便物認可）

夕刊いわき時報

十一日夕刊

福島縣石城郡平町紺屋町十四
編輯兼發行人　岡　田　弘　成
印刷
福島縣石城郡平町紺屋町十四
印刷　所　新興活版所
福島縣石城郡平町紺屋町十五
發行所　磐城時報社
一部金貳錢一ケ月金參拾錢
廣告料一行十四字詰金五十錢
毎日刊行（日曜、祭日）休刊

平銀行と常磐銀行合併に至る迄の經過

比率引上の爲に山崎頭取が所有田二十町歩提供

平銀行と常磐銀行の合併が愈々成立し昨十日平銀行重役木村清治、新田目善次郎兩氏が水戸市に出張し合併の假調印を行つた事昨報の如くであるが、合併に至つたまでの經過について平銀行取締役高岡唯一郎氏は語る。

平銀行は地方財界の現狀に鑑み預金者の利益擁護と財界の安定とを期すべく銀行合同の必要を痛感し十一月十七日山崎頭取、高岡取締役の兩重役は豫て相談中であつた常磐銀行と合併交渉の件を開始した所、先方に於ても本行の意を諒し直に合併の旨承諾したので翌十八日本行重役會並に相談役會を招集して水戸市に於ける交渉經過顚末を報告して承認を得ると同時に合併準備のため十九日より一時休業することを決議し同日午後七時半平町に於ける預金者二百余名の來行を願つて諒解を求めた。

一方常磐銀行では十九日より本行の内容調査のため三宅支配人外二名來平し直に本行に對する内容の調査を開始したが其間日數十二日を要して去る十一月三十日大体の調査を終了した。

其の後（去る四日）常磐銀行から平銀行と常磐銀行合併の條件及び比率について一般から頗る穩當なるを認め兩銀行代表者は各重役會の決議に基き左の通約定す

第一條　甲乙兩銀行を合併し乙は解散し甲は存續す而して乙の本支店は甲の支店とし又乙の出張所は其中四倉、浪江、小高の三ヶ所を甲の出張所として存置し綴、新山、富岡の三ヶ所を廢止す

第二條　甲は合併に依り資本金六拾萬圓を增加し此株數壹萬貳千株を發行し乙より受繼ぎたる株主名簿により乙の五株に對し甲の貳株の割合を以て同等拂込の株式と引換へ交付するものとす

但し割當交付につき生じたる端數株式は商法の規定により處分するものとす

第三條　乙は其の昭和三年下半期損益金の中前期繰越益金並に有價證券賣却益金を控除したる爾余の營業損益計算が純損金のときは無配當とし純益金のときは其處分案につき甲と協議の上定むるものとす

第四條　甲乙共に合併に關し其株主總會の決議を經たる上は乙は休業中の本支店を開店し全く平常の營業に復するものとす從つて之に要する營業資金全部は甲より無制限に援助す出張所の業務は追て合併實行迄其所屬本支店に於て併せ行ふ

第五條　甲乙共に合併に關し其株主總會の決議並に主務省の認可を經たる上は別に合併實行の時期を定め其期日に於て甲は乙の債權債務一切を繼承するものとす

第六條　前條の債權債務の引繼は昭和三年六月三十日現在の貸借對照表、財産目錄を基礎とし同日以後の財産の增減は別に計算書を以て明確にし不當の增減支出等ある場合は乙の役員個人連帶して其責に任ずるものとす

又乙は右の貸借對照表並に財産目錄は總て正確なることを保證し萬一該表以外の負債存在することが後日に至り發見せられたるときは乙の役員個人連帶して其責に任ずるものとす

第七條　本約定後合併實行の時期迄乙は重要の事項に付ては甲に協議の上之を行ひ損益の計算及び處分に關してはすべて甲の承認を經るものとす

第八條　此假契約書は双方株主總會の承認決議により別に改めて契約することなく直に本契約書として其効力を發生するものとす

前項の株主總會は双方共來る昭和三年十二月二十六日に開催するものとす

右契約の證として本書貳通を作成し各壹通を所持するものなり

昭和三年十二月十日

水戸市上市南町四百拾參番地
株式會社常磐銀行
取締役會長　江幡　新

福島縣石城郡平町字貳丁目參拾七番地
株式會社平銀行
專務取締役　山崎興三郎
取締役頭取　山崎興三郎

兩行合併の比率

常磐二株對平銀五株

豫想意外の好成績

平銀行と常磐銀行合併の條件及び比率（以下乙と稱す）とは其基礎を鞏固にし地方金融改善の爲め茲に合併の利益なるを認め兩銀行代表者は各重役會の決議に基き左の通約定す

第一條　甲乙兩銀行を合併し乙は解散し甲は存續す而して乙の本支店は甲の支店とし又乙の出張所は其中四倉、浪江、小高の三ヶ所を甲の出張所として存置し綴、新山、富岡の三ヶ所を廢止す

第二條　甲は合併に依り資本金六拾萬圓を增加し此株數壹萬貳千株を發行し乙より受繼ぎたる株主名簿により乙の五株に對し甲の貳株の割合を以て同等拂込の株式と引換へ交付するものとす

但し割當交付につき生じたる端數株式は商法の規定により處分するものとす

第三條　乙は其の昭和三年下半期損益金の中前期繰越益金並に有價證券賣却益金を控除したる爾余の營業損益計算が純損金のときは無配當とし純益金のときは其處分案につき甲と協議の上定むるものとす

第四條　甲乙共に合併に關し其株主總會の決議を經たる上は乙は休業中の本支店を開店し全く平常の營業に復するものとす從つて之に要する營業資金全部は甲より無制限に援助す出張所の業務は追て合併實行迄其所屬本支店に於て併せ行ふ

第五條　甲乙共に合併に關し其株主總會の決議並に主務省の認可を經たる上は別に合併實行の時期を定め其期日に於て甲は乙の債權債務一切を繼承するものとす

第六條　前條の債權債務の引繼は昭和三年六月三十日現在の貸借對照表、財産目錄を基礎とし同日以後の財産の增減は別に計算書を以て明確にし不當の增減支出等ある場合は乙の役員個人連帶して其責に任ずるものとす

又乙は右の貸借對照表並に財産目錄は總て正確なることを保證し萬一該表以外の負債存在することが後日に至り發見せられたるときは乙の役員個人連帶して其責に任ずるものとす

第七條　本約定後合併實行の時期迄乙は重要の事項に付ては甲に協議の上之を行ひ損益の計算及び處分に關してはすべて甲の承認を經るものとす

第八條　此假契約書は双方株主總會の承認決議により別に改めて契約することなく直に本契約書として其効力を發生するものとす

前項の株主總會は双方共來る昭和三年十二月二十六日に開催するものとす

右契約の證として本書貳通を作成し各壹通を所持するものなり

昭和三年十二月十日

水戸市上市南町四百拾參番地
株式會社常磐銀行
取締役會長　江幡　新

福島縣石城郡平町字貳丁目參拾七番地
株式會社平銀行
專務取締役　山崎興三郎
取締役頭取　山崎興三郎

平銀の不良貸付けは

平銀に無償讓渡

特に覺書を交換

平銀行と常磐銀行合併の條件及び比率について平銀行が愈々常磐銀行と合併成立し來る十九日から開業し預金の制限支拂ひをなすに至つた事は地方財界のため大いに喜ぶ可き事であるが、合併成立に際し平銀行取締役高岡唯一郎氏は、今日まで一部地方民が平銀行關係に對し不安の念を抱いてゐたらしい点に關し悉くその誤解を一掃したいと前提して語る。

「平銀行に關し一部地方民が不安の念を抱いたらしいのは、山崎合名會社の件であるが、この會社は山崎家の勝手元と營業所の費用混同を防ぐ意味で大正十四年に創立したもので營業所宅地が入つてゐなかつたため今年春資本金を更に十萬圓だけ增資した。この資本金は山崎興三郎氏が七分、山崎清三氏が殘りの大部分を有し殆んど山崎家一族の會社で萬一平銀行に於て預金者に迷惑がかゝるやうな事があれば私財提供として山崎合名會社の財産に及ぶ事は明瞭で、山崎氏の財産と何等異なる事はなかつたのである。會社の財産は私有財産と異なるかの如く誤解されたのは遺憾である。

次に力進社への貸付金であるが、之は四千二百圓内外の相場であつた爾を擔保としてその七掛十五萬六千三十九圓六十七錢を貸付けたが、忽ち爾が下落し千二百圓臺即ち三分の一に下落したので木村清治、渡邊金治の兩氏は全財産を投じ八萬圓を平銀行に提供し平銀行の欠損としては七萬六千圓である、然し之は不可抗力による欠損でこの間不正事件は更にない。又平電氣會社に對する貸付金一萬二千圓の件であるが、之は會社成立の曉は回收の見込み充分で不良貸付けではない。

平銀行に對する誤解は大体以上の如きものと思ふが、この点を諒解して貰ひ度い。

廣告料

詐取して捕はる

安積郡富田村生れ當時住所不定無職川田鐵（四〇）は六月中福島刑務所を出獄した後平町に來り磐城民政新聞社の廣告取りを行つてゐるうち十一月六日迄四十余圓を横領し同日解雇された後も社員と稱して數十圓の廣告料を詐取したゝめ平署に捕はれた

「ダイサン」錠
平五　山野邊藥局
痔の高級内服藥

衛生試驗所設置に就て

磐城共濟會員　賀澤忠治

我が磐城共濟會は、衛生思想の普及發達と衛生施設の改善及び其完備を期する爲めに微力を盡して來たが未だ其効果として見るべきものゝ無かつた事は寔に遺憾の極みである然し近年文化の進運に伴ひ社會各方面に於て都市衛生施設の重んずべき自覺を有する人士が漸く多きを加ふるに至つた事は誠に欣ぶべき現象であつて本會は是等の人々と共に力を合せ其目的に向つて邁進せんことを期するものである而して衛生思想の普及と向上は如何なる方法に依て其目的の達成に力むべきか其方法たるや多種多様であつて幾多の方法あるものゝ吾人は先づ本會の事業としての眼目である檢査事業の普及に力を注ぎ社會各方面に於て衛生の重んずべく且つ健康の大切なる所以を自覺せしむるを以て捷徑であると信ず、即ち本會に於ける各種の檢査物に對する檢査は此眞意義を徹底せしむる爲め本會病院長難波睦博士自ら其任に當り精勵しつゝある事は是れ皆衛生思想の向上と普及を圖らんとするの意に外ならないのである。

抑々都市衛生の施設として爲すべき事業は固より其數少なくないが吾人の實生活に密接の關係を有するものは上水道の完備である、而して當平町の現狀はどうであるかと云ふに事實は遺憾の点が多いのである。即ち上水道の如き既に布設したとは云ひ今尚改善を湯水の如く費消するので平署計畫中である、其他下水道の如き、塵芥問題の如き、或は道路問題の如き其他衛生事業として目すべきもの、としで完備してゐない事は甚だ遺憾に堪えない次第である、故に傳染病の如きは年々絕ふることない狀態である、それが爲め人心惶々として多數の死亡者を出すばかりでなく多額の豫防費を要し加之商業沈衰、市民の被る損害は實に甚大なものである是皆衛生設備の不完全と個人衛生思想の普及せざるに基因するものであつて此の点我等は町當局に向つて衛生上の施設は何ものよりも先つ第一に其事業の完成に努力して貰ひ度いと同時に衛生組合長諸君を始め町會議員の如き先覺者を通して區長諸君の注意を喚起し各町をして他區に其範を示すべく御盡力あらん事を切望して已まぬ次第である。

吾人は當平町の爲め是等諸問題の解決を促進せんが爲め直接に或は間接に微力を致し以て都市衛生施設の完成を速かならしめんことを期するものである。茲に衛生試驗所を設置するに方り本會の希望を一言し同時に今後一層大方諸君の御同情と御後援を仰ぐ所以のものである。

鎌田遊廓で
金を費ふ男

實は大泥棒

愛媛縣松山市生德增喜三郎（二五）は本年二月以來一ケ月七八回宛平町鎌田町遊郭樂樓に登樓し平町長橋町豆腐屋桂喜三郎と稱し娼妓秋野を嬶方として金錢を湯水の如く費消するので平署で注意中の者であつたが、同八日午後六時頃平町一丁目裏手の、某家に於て、衛生思想の普及發達と衛生施設の改善及び其完備を期する爲めに微力を盡して來たが未だ其効果として見るべきものゝ無かつた事は寔に遺憾の極みである然し近年文化の進運に伴ひ社會各方面に於て都市衛生施設の重んずべき自覺を有する人士が漸く多きを加ふるに至つた事は誠に欣ぶべき現象であつて本會は是等の人々と共に力を合せ其目的に向つて邁進せんことを期するものである而して衛生思想の普及と向上は如何なる方法に依て其目的の達成に力むべきか其方法たるや多種多様であつて幾多の方法あるものゝ吾人は先づ本會の事業としての眼目である檢査事業の普及に力を注ぎ社會各方面に於て衛生の重んずべく且つ健康の大切なる所以を自覺せしむるを以て捷徑であると信ず、即ち本會に於ける各種の檢査物に對する檢査は此眞意義を徹底せしむる爲め本會病院長難波睦博士自ら其任に當り精勵しつゝある事は是れ皆衛生思想の向上と普及を圖らんとするの意に外ならないのである。

抑々都市衛生の施設として爲すべき事業は固より其數少なくないが吾人の實生活に密接の關係を有するものは上水道の完備である、而して當平町の現狀はどうであるかと云ふに事實は遺憾の点が多いのである。即ち上水道の如き既に布設したとは云ひ今尚改善を湯水の如く費消するので平署計畫中である、其他下水道の如き、塵芥問題の如き、或は道路問題の如き其他衛生事業として目すべきもの、としで完備してゐない事は甚だ遺憾に堪えない次第である、故に

「注意」此の御菓子の拵方は前に申上げたシユウ・アラ・クリイムの拵方と同樣、材料の混合、或は捏ね合せ方及び火加減に相當コツがありますがら一度御拵らえになつて失敗しましたならば其經驗を御照會下さいませ、懇切に御回答いたします。

十七日午後六時頃平町一丁目裏手の、某家に於て、衛生思想の普及發達と衛生施設の改善及び其完備を期する爲めに微力を盡して來たが未だ其効果として見るべきものゝ無かつた事は寔に遺憾の極みである然し近年文化の進運に伴ひ社會各方面に於て都市衛生施設の重んずべき自覺を有する人士が漸く多きを加ふるに至つた事は誠に欣ぶべき現象であつて本會は是等の人々と共に力を合せ其目的に向つて邁進せんことを期するものである而して衛生思想の普及と向上は如何なる方法に依て其目的の達成に力むべきか其方法たるや多種多様であつて幾多の方法あるものゝ吾人は先づ本會の事業としての眼目である檢査事業の普及に力を注ぎ社會各方面に於て衛生の重んずべく且つ健康の大切なる所以を自覺せしむるを以て捷徑であると信ず、即ち本會に於ける各種の檢査物に對する檢査は此眞意義を徹底せしむる爲め本會病院長難波睦博士自ら其任に當り精勵しつゝある事は是れ皆衛生思想の向上と普及を圖らんとするの意に外ならないのである。

抑々都市衛生の施設として爲すべき事業は固より其數少なくないが吾人の實生活に密接の關係を有するものは上水道の完備である、而して當平町の現狀はどうであるかと云ふに事實は遺憾の点が多いのである。即ち上水道の如き既に布設したとは云ひ今尚改善を湯水の如く費消するので平署計畫中である、其他下水道の如き、塵芥問題の如き、或は道路問題の如き其他衛生事業として目すべきもの、としで完備してゐない事は甚だ遺憾に堪えない次第である、故に

西洋料理の拵方

イワキ食堂主　森川泰一郎

（九）

（リ）ドウナッツ

材料十人前に付

バタ　十匁
砂糖　三十匁
鷄卵　四個
牛乳　九勺
ベイキングパウダア　三匁
メリケン粉　百匁
ラアド　百匁

大形の深い鉢等にバタ十匁、砂糖三十匁を入れ鷄卵黄身だけ四個と牛乳五勺を加へ、練り加減に混せ合せます。別に鷄卵の白身一個を克く泡立てゝベイキングパウダア三匁とメリケン粉九十匁位とを右の練り物に加へ、練物と白身の泡雪がメリケン粉に充分混ぜ合ふまで捏ね合せ、メリケン粉十匁を振りまいた板の上に取り上げ、軟かに充分捏ねてから麺棒で厚く二分位に延ばして、ドウナッツ用の拔形にて打拔くか適宜に切ります。

そしてラアドをフライパンか揚物鍋に、充分に沸かして、其の中へ前の捏ね物の形をとゝのへた物を入れて、狐色位に揚げ、揚油の滴りを古新聞紙等にて取り、温かい中に粉砂糖を充分にまぶし付けて當

第九回營業報告

（昭和三年度）

貸借對照表

借方	金額	貸方	金額
未拂込株金	二七六、八九四、〇〇〇	株金	六〇〇、〇〇〇、〇〇〇
地所家屋	一六六、三五三、三〇六	借入金	八五、〇二七、七一〇
天然氷池	三、八五五、八〇〇	未拂金	六、七九六、三六〇
機械器具	一八八、〇四七、六四〇	使用人積立金	二、一二九、八三九
未收入金	四〇、七二一、一三二	法定積立金	七、六五〇、〇〇〇
假出金	二、三六、〇七〇	準備積立金	七、六五〇、〇〇〇
器具	四、九〇三、五〇〇	前期繰越金	一、九九二、八九〇
什器	二〇、五〇〇、一〇〇	未拂配當金	六〇三、五六五
銀行勘定	三、二七七、四九五	支拂手形	三一、七五、〇〇〇
預金	二七〇、〇〇〇	當期利益金	二六、四〇五
未經過保險料	一、〇二九、四五〇	合計	七三、三六二、八二九
受取手形	六、一四九、三一〇		
電路費	六四、五六〇		
現金勘定	四、七五二、九三六		
貯藏品	五、七〇五、〇〇〇		
次年度持越氷代	二八九、〇三〇		
委託品代	一、六一八、〇八〇		
郵便貯金	二六、四〇五、四二〇		
工場移轉費	七四三、三六二、八二九		
合計			

右之通リ二候也

昭和三年十一月七日

平製氷株式會社

專務取締役　加納五郎

鳥季節御料理
うなぎ燒
蒲
魚榮
平町南町平舘隣り
電話四二四番

△共存ト共榮
△簡易ノ金融
△趣味ノ貯蓄
△誠意ト堅固

磐城無盡會社

△縣內
△至ル所ニ取扱所アリ
△何時デモ申込ニ應ス
△絕エズ當ヲ商フ幕リマス

腸專門
內科
十二指腸虫病
淋病
婦人病
皮膚病
電話七〇一
平町
松村病院

ツルヤ商店の
七五三御祝子供デー
洋服　ラジヤオーバー
マント各種　襟巻
帽子　チヨツキ
色々陳列致しましたからどうぞ御覽下さい
平町
電四十
ツルヤ商店

三益玉炭のお奬め
◎無煙無臭デ火付ガ早ク、火持チ良ク、火力ガ強ク、日常ノニやきニハコンナ便利ナ品ハアリマセン。
◎ソレデ値段ハ大變オ安ク、木炭ノ三分ノ一デ充分間ニ合ヒマス。
◎ドンナニ喰はすきらいノ人デモ一度使ヘバ必ズ御氣ニ召スノガ此ノ玉炭ノ特長デス。
◎値段ハ壹箱金貳圓個數ハ約八百個內外
◎御申越次第見本持參御覽ニ供シマスカラ御申越下サイ
平驛前
電話二三七
阿部石炭商店

醬油と味噌
福島縣平町
山崎合名會社
電話（營業部專用一〇番
一般用二七番）
振替東京一九七五五番
上野車坂四三
東京支店
電話下谷五七一二番
振替東京六八三一二番

邦醫專門
平町南町
X光線科
上田外科醫院
電話一二九番